

上尾市藤波・中分ふるさとの緑の景観地保全計画<概要版>

1 概要

上尾市藤波・中分ふるさとの緑の景観地は、首都 25 km 圏内の県南東部、大宮台地の西縁に位置し荒川につながる谷戸の斜面に立地する。三方を水田、畑地、湿地に囲まれているが、南東部は宅地化が進行しており都市化の傾向も見られている。

2 自然環境等

大半を占める雑木林は適度に管理されている。また、北西部の小規模の竹林もよく管理されているが、それ以外は草地を含めて管理されていない場所が多く見られる。

3 指定地の状況等

この景観地は昭和 55 年度に樹林地 6.26ha を指定している。

「身近な緑公有地化事業」で指定地の 45.52% 2.85ha（合計）を埼玉県と上尾市で取得し保全を図っている。

山林所有者と埼玉県で任意により締結している緑の管理協定の締結状況については、平成 21 年度で 3.02ha と、公有地を除いた指定地に対し 88.49% である。

よって、公有地と緑の管理協定締結地を合わせた保全面積は 5.87ha で、指定地の 93.73% と、都市部においては非常に高い割合となっている。

これらのことから、景観地の中でも保全が図られていると判断できる。

4 保全計画の基本方針

(1) 緑の保全

環境保全機能、住民の憩いの場としてのレクリエーション機能、災害時の避難地としての防災機能、郷土景観や歴史的価値のある緑地など住民の心理的効果に寄与する景観構成機能、多様な生物の生息空間など、緑地が有する様々な機能が発揮でき、次世代への誇りや財産として引き継ぐため、土地利用転換の抑制等を図ることにより、首都近郊に残された貴重な緑地を保全していく。

(2) 緑の再生

樹林地については、景観地内の樹木の萌芽更新や荒廃した樹林地の代替植生への転換等を図り、畑作地帯については、放棄された遊休農地を貸し農園や苗圃等、良好な景観をもたらす農地への転用を図るなど、緑を再生していく。

(3) 緑との共生

既に緑が減少してしまった区域においては、近接する緑地を憩いの場として安らげる住民共有の財産として保全していく仕組みづくりや住民一人一人が取り組める

住宅地の緑化などを推進することにより、緑のネットワーク形成を構築していく。

5 区域設定

緑の保全・再生区域

景観地内の緑の骨格軸として、多様な生物の生息空間としての機能やレクリエーション・防災機能・景観構成機能などを発揮するため、現存する豊かな緑を保全するとともに、山林荒廃地の代替植生への転換や遊休農地の活用などを図り、緑を再生する区域とする。(本景観地は、まとまった一団の樹林地であることから、全域をこの区域とする。)

6 施策方針

緑の保全・再生区域

① 緑地保全

まとまりある良好な景観を保全するため、ふるさと埼玉の緑を守り育てる条例による継続した取り組み（緑の管理協定締結者への、ふるさと埼玉の緑を守る奨励金交付）とともに土地の買い取り等を行い、レクリエーション、防災等の機能における重要な緑地として保全するための施策を展開していく。

【手法の例示】

・ 保全する緑地の公有地化

緊急に緑地を保全しなければならない場合には、身近な緑公有地化事業の活用を検討する。

・ 緑地保全整備のための山林の借り上げ

まとまった樹林地を保全するために、土地の買取りのほか、山林を借地していく方法を検討する。

② 緑の再生及び維持管理

良好な景観地を保全していくため、ふるさと埼玉の緑を守り育てる条例による継続した取り組みとともに、行政と市民との協働による下草刈りや清掃などの維持管理、荒廃した樹木の代替え植生への転換などの施策を展開していく。

また、緑地内に投棄されたゴミの回収や不法投棄防止パトロールなど、廃棄物問題に対し、関係機関とも連携を図りながら展開していく。

【手法の例示】

・ 緑化推進組織との連携・リーダーの養成

自然環境の維持管理に市民やNPO、事業者等さまざまな人、組織が参加できる包括的な体制づくりを進め、活動を支援する。また緑化推進団体等による緑づくりにおけるリーダー育成を支援する。

・ 協定制度の活用

上尾市自然環境保全と緑化推進に関する条例に基づく保存樹木等や特別緑地指定制度を推進する。

③ 希少野生生物の保全

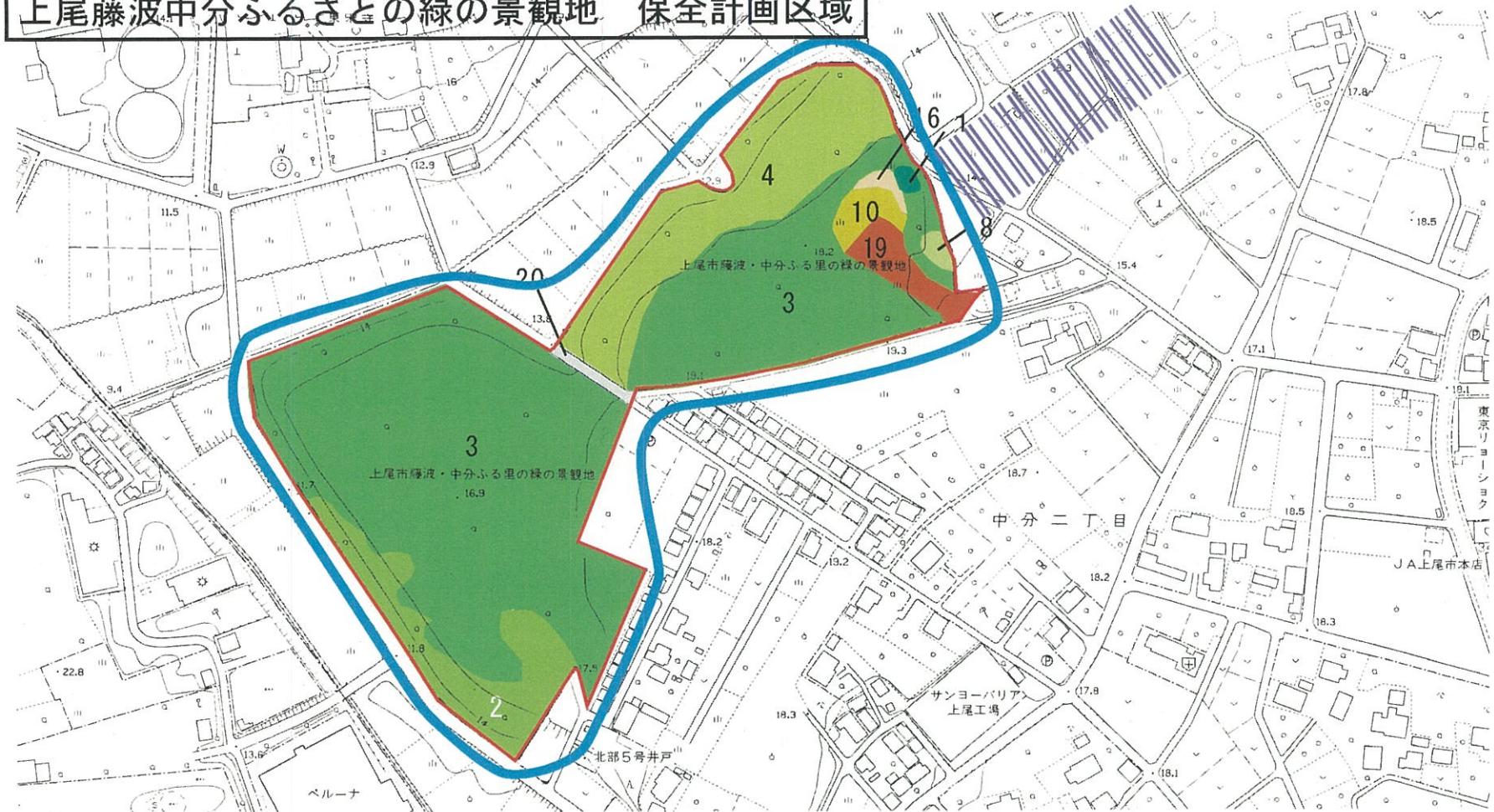
豊かな自然環境を保全するため、樹林地を適切に管理するとともに、希少野生生物の生息状況を定期的に把握する。

【手法の例示】

・ **希少野生生物のモニタリングの実施**

景観地内に生息する希少野生生物の生息状況を把握するため、モニタリング調査等を実施する。

上尾藤波中分ふるさとの緑の景観地 保全計画区域



凡 例

- 指定地
- 緑の保全・再生区域
- ||||| 樹林の連続性

植生図凡例

I. 植生区分

- 1 シラカシ群落
- 2 混交林
- 3 コナラ群落
- 4 クヌギ-コナラ群落
- 8 ケヤキ群落
- 10 竹林
- 16 空地雑草群落

II. その他土地利用

- 19 畑地
- 20 宅地・工場地・道路等



0m

100m

200m

(上尾市藤波・中分)